

第6回 熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議

日時：令和元年7月30日（火）

18:00～19:30

場所：熊毛支庁 第2会議室

会 次 第

1 開 会

2 熊毛支庁保健福祉環境部長あいさつ

3 説 明

（1）熊毛保健医療圏地域医療調整会議について

（2）平成30年度病床機能報告（速報値）について

4 協 議

（1）2025年に向けて医療機関が担う医療機能と今後の計画について（種子島医療センター，屋久島徳洲会病院）

（2）次回のスケジュール（案）について

5 その他

6 閉 会

第6回熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議 出席者名簿

区 分		所 属	職 名	氏 名	備 考
郡 市 医 師 会		熊 毛 地 区 医 師 会	会 長	田 上 寛 容	随行者:羽生 守彦 (事務局長)
市 郡 歯 科 医 師 会		熊 毛 郡 歯 科 医 師 会	会 長	榎 本 孝	
地 区 薬 剤 師 会		熊 毛 薬 剤 師 会	会 長	溝 川 友 貴	
地 区 看 護 協 会		鹿 児 島 県 看 護 協 会 鹿 児 島 地 区	種 子 島 ブ ロ ッ ク 島 長	矢 野 順 子	
医 療 保 険 者		全 国 健 康 保 険 協 会 鹿 児 島 支 部	企 画 総 務 グ ル ー プ 長	中 島 み どり	
代 表 制 を 考 慮 し た 病 院・診 療 所	病 院	西 之 表 市 社 会 医 療 法 人 義 順 顕 彰 会 種 子 島 医 療 セ ン タ ー	院 長	高 尾 尊 身	
		南 種 子 町 公 立 種 子 島 病 院	院 長	徳 永 正 朝	随行者:羽生 裕幸 (事務長)
		屋 久 島 町 医 療 法 人 徳 洲 会 病 院	院 長	山 本 晃 司	
	診 療 所				
介 護 保 険 事 業 者 等		県 社 協 老 人 福 祉 施 設 協 議 会 熊 毛 地 区	代 表	大 山 順 子	随行者:長深田 稔 (参事)
		地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	代 表 (西 之 表 市 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長)	木 村 る み 子	
市 町 長		西 之 表 市	市 長	八 板 俊 輔	代理:中野 哲男 (副市長)
		中 種 子 町	町 長	田 淵 川 寿 広	
		南 種 子 町	町 長	小 園 裕 康	
		屋 久 島 町	町 長	荒 木 耕 治	代理:渡邊 郁夫 (健康長寿課統括係長)
行 政 機 関 関 係		熊 毛 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	部 長	若 松 順 一	
		西 之 表 保 健 所 屋 久 島 保 健 所	所 長	阿 邊 山 和 浩	

委員出席:14名 代理出席:2名 欠席:0名 調整中:1名

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
事 務 局	地 域 保 健 福 祉 課	課 長	徳 留 義 信	
		指 導 監 査 介 護 係 長	三 谷 志 延	
	健 康 企 画 課	課 長 補 佐 兼 企 画 管 理 係 長	篠 原 格	
		技 術 主 査	曾 木 茜	
	屋 久 島 事 務 所	課 長 代 理	牧 之 段 由 美 子	
		保 健 福 祉 係 長	林 し お り	

熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき、鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な事項について協議するため、熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 熊毛保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから熊毛支庁長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、調整会議の議事を整理する。

(部会)

第7条 調整会議に、個別の課題等を解決するため、必要な部会を置くことができる。

- 2 部会は、議長が招集する。
- 3 第4条、第5条並びに第6条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」とする。

とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員(代理出席者を含む。)並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、熊毛支庁保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月15日から実施する。
- 2 調整会議の設置当初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、令和元年6月24日から実施する。